

第59号議案

愛南町税条例の一部改正について

上記の議案を提出する。

令和8年9月2日提出

愛南町長 中村 維伯

提案理由

原動機付自転車等の販売において、車両の安全性確保のために行う点検に必要な試乗、運搬等に係る事業者の負担軽減を図るための商品標識の貸与等に関する規定を整備するため。

愛南町税条例の一部を改正する条例

愛南町税条例(平成16年愛南町条例第57号)の一部を次のように改正する。

目次中「第91条」を「第91条の2」に改める。

第81条の2の次に次の1条を加える。

(軽自動車税の課税免除)

第81条の2の2 商品であつて使用しない軽自動車等(納税義務者が第87条第1項に定める申告書を町長に提出している軽自動車等を除く。)に対しては、軽自動車税を課さない。

第2章第3節中第91条の次に次の1条を加える。

(商品である原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の貸与等)

第91条の2 町内に事業所を有する原動機付自転車又は小型特殊自動車の販売業者(次項において「販売業者」という。)は、その商品である原動機付自転車又は小型特殊自動車を試乗、運搬又は車体試験の目的をもって運行しようとするときは、町長に対し、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の車体に取り付けるべき標識(以下この条において「商品標識」という。)の貸与を申請し、これの貸与を受けなければならない。

2 販売業者は、前項の規定により、商品標識の貸与を受ける場合においては、手数料として500円を納めなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、商品標識の貸与等に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和9年1月1日から施行する。

愛南町税条例 新旧対照表

現 行	改 正 案
目次 第1章 略 第2章 普通税 第1節、第2節 略 第3節 軽自動車税(第80条—<u>第91条</u>—) 第4節～第6節 略 第3章 略 附則 第1条～第81条の2 略 <u>(新設)</u> 第81条の3～第91条 略 <u>(新設)</u> 以下 略	目次 第1章 略 第2章 普通税 第1節、第2節 略 第3節 軽自動車税(第80条—<u>第91条の2</u>—) 第4節～第6節 略 第3章 略 附則 第1条～第81条の2 略 <u>(軽自動車税の課税免除)</u> <u>第81条の2の2 商品であつて使用しない軽自動車等(納税義務者が第87条第1項に定める申告書を町長に提出している軽自動車等を除く。)</u>に対しては、軽自動車税を課さない。 第81条の3～第91条 略 <u>(商品である原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の貸与等)</u> <u>第91条の2 町内に事業所を有する原動機付自転車又は小型特殊自動車の販売業者(次項において「販売業者」という。)は、その商品である原動機付自転車又は小型特殊自動車を試乗、運搬又は車体試験の目的をもって運行しようとするときは、町長に対し、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の車体に取り付けるべき標識(以下この条において「商品標識」という。)の貸与を申請し、これの貸与を受けなければならない。</u> <u>2 販売業者は、前項の規定により、商品標識の貸与を受ける場合においては、手数料として500円を納めなければならない。</u> <u>3 前2項に定めるもののほか、商品標識の貸与等に関し必要な事項は、規則で定める。</u> 以下 略